

ご存知ですか？

国民健康保険の加入者・世帯主の方は所得申告が必要です

住民課 内線 242

国民健康保険の加入者・世帯主の方は、所得の有無にかかわらず所得にかかる申告が必要です。

国民健康保険税の算定や高額療養費など医療費給付にかかる判定は、前年中の所得に基づきます。このため、所得の申告が行われていないと、実際の所得に見合った国民健康保険税の軽減や医療費給付が受けられない場合があります。

18歳以上の国民健康保険加入者や世帯主の方は、4月14日（金）までに役場税務課にて平成28年中の所得を申告してください。（遺族年金・老齢福祉年金・障害年金など町県民税の課税の対象とならない非課税所得の収入のみで生活されている世帯の方や、失業中で雇用保険による失業給付のみで生活されている世帯の方、収入の無い方も申告していただく必要があります。）

18歳以上の国民健康保険加入者、あるいは家族に国民健康保険に加入している者がいる世帯主の方

平成28年分の所得税の
確定申告や町県民税申告を行った

はい

いいえ

給与所得のみの所得の人で、勤務先から
給与支払報告書が町へ提出されている

はい

いいえ

所得が公的年金（遺族年金・老齢福祉年金・
障害年金は除きます）のみである

はい

いいえ

所得税や町県民税の申告において被扶養者
で申告されている

はい

いいえ

国民健康保険にかかる所得の申告が必要です

（所得の無い方や、失業中で雇用保険による失業給付のみで生活されている世帯の方も申告が必要です。）

国民健康保険にかかる所得の申告は必要ありません

※平成29年1月2日以降に扶桑町へ転入された方については、前住所地での所得の申告が必要となります。

所得申告に関するお問い合わせは、税務課（内線266・267）へおたずねください。